

平成30年余市町議会第3回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 2時11分

○招 集 年 月 日

平成30年9月25日（火曜日）

○欠 席 議 員 （0名）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長	齊 藤 啓 輔
総 務 部 長	前 坂 伸 也
総 務 課 長	須 貝 達 哉
企 画 政 策 課 長	笹 山 浩 一
地 域 協 働 推 進 課 長	小 黒 雅 文
財 政 課 長	高 橋 伸 明
税 務 課 長	紺 谷 友 之
民 生 部 長	須 藤 明 彦
町 民 福 祉 課 長	上 村 友 成
高 齢 者 福 祉 課 長	増 田 豊 実
保 健 課 長	羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長	秋 元 直 人
農 林 水 産 課 長	濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長	阿 部 弘 亨
建 設 水 道 部 長	久 保 宏
建 設 課 長	亀 尾 次 雄
まちづくり計画課長	千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長	庄 木 淳 一
水 道 課 長	渡 辺 郁 尚
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長	山 本 金 五
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 利 美
教 育 委 員 会 教 育 長	佐々木 隆
教 育 部 長	小 俣 芳 則
学 校 教 育 課 長	古 山 尚 志
社 会 教 育 課 長	奈 良 論

○開 議

平成30年9月26日（水曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長	6番	中 井 寿 夫
余市町議会副議長	11番	白 川 栄美子
余市町議会議員	1番	野 呂 栄 二
〃	2番	吉 田 豊
〃	3番	辻 井 潤
〃	4番	岸 本 好 且
〃	5番	土 屋 美奈子
〃	7番	近 藤 徹 哉
〃	8番	吉 田 浩 一
〃	9番	佐 藤 一 夫
〃	10番	野 崎 奎 一
〃	12番	庄 巖 龍
〃	13番	安 久 莊一郎
〃	14番	大 物 翔
〃	15番	中 谷 栄 利
〃	16番	藤 野 博 三
〃	17番	茅 根 英 昭
〃	18番	溝 口 賢 誇

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
書 記 細 川 雄 哉
書 記 補 荒 谷 かなえ

○議 事 日 程

第 1 一般質問

開 議 午前10時00分

○議長(中井寿夫君) ただいまから平成30年余市町議会第3回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番(大物 翔君) 平成30年第3回定例会に当たり、さきに通告した質問2件について答弁を求めます。よろしくお願ひします。

1件目は、今後の財源確保についてです。町長は、選挙戦の際、国の地方創生に関する資金やふるさと納税の活用などを広く訴え、財源の確保とやり切る実行力について何度も公の場で語っておられました。他方で総務省は、最近そのふるさと納税について返礼品競争の過熱など、本来の趣旨に反する事態が起きていることを受け、返礼品は地元産品に限り、寄附額の3割を超える場合は住民税控除の対象とはしないとの方向性で制度改正を含めた議論を行うとの方針を発表しました。

税には本来社会再配分という大事な役割があります。社会の生活格差がここまで広がってしまっているのは、ある面でそうした再配分機能が損なわれてしまっている側面があり、その矛盾や不整合を現行制度では吸収し切れなくなっているというのが私の基本的な認識です。殊にふるさと納税というものは、寄附制度の促進をどう進めるかといった議論から出発したものであると私は認識しています。

余市町は、ふるさと納税について財源、税収は本来町税や交付税などで措置されるべきという考えを持ち、地元産品の宣伝広告という考え方でこの制度を活用していました。つまり財源確保の手段としては位置づけてはこなかったのです。このためふるさと納税を当て込んだ予算編成を行うことはなく、基本的に総務省のガイドラインどおりに運営されていたため、昨今世間を騒がせている返礼品競争の是正に頭を悩まさずに済み、今日を迎えることができたわけです。私は、本来必要な財源の多くは、町税や交付税を中心に賄われるべきだと考えているし、そのために必要な手だてを講じることが自治体の役割であると考えています。そこで、財源確保についてその考え方を伺う必要があると考え、以下伺います。

1つ、平成30年8月4日付自由民主号外の町長の2年間の実績の中に、250万円のふるさと納税を4億円へふやすとあるが、同様の手法で拡大を図ろうと考えていたのか。また、それは可能であると現時点で考えているのか。

2つ、従前の本町のふるさと納税の考え方に対する認識について。

3つ、自治体間格差など、ふるさと納税が抱える税制を含む制度上の問題点への考え方について。

4つ、税とは本来奪い合うものではなく、行うべきは一般財源の確保を目指す地方交付税法の改正を求めるなど異なる手法を探っていくべきだと

考えるが、その見解について。

2件目は、これからの余市町のまちづくりについてです。余市町長として本町のよさは何であると考え、どのように生かし、今後どのように本町を導きたいと現時点で考えているのか伺いたいと思います。町長が立候補を決意してからこの間、余市町をどのような視点で見えており、何が問題で、どのように変えていきたいと考え、どのようにやり切りたいと決意しているのか。これは、全ての余市町民の関心事であると考えます。詳細については、今後の各部局とのすり合わせの後、役場組織として政策として打ち出されていくであろうことは承知の上で、あえて町長の現時点での考えを伺います。以下、伺います。

町長がまだ前任地在住のころ、本町はどのような町であると考えていたか。

2つ、町長は、現在本町を自治体としての余市町、生活の場としての余市町、協働の場としての余市町、発展させるべき諸産業の方向性の視点で見た場合そのよさは何であると考えなのか、また問題点は何であるとして現時点で考えているのか。財政的見地以外の部分を含めた見解について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の今後の財源確保についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目と2点目のご質問につきましては、関連がございますので、あわせて答弁申し上げます。ふるさと納税制度は、ふるさとや地方自治体のさまざまな取り組みを応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生していく上で非常に重要な役割を果たす制度であると認識しております。

本町では、従前より産業振興及び余市町のPRのため、地域資源を活用し、総務省のガイドラインに従い、ふるさと納税制度を取り進めてきたものと認識しております。今後も本町の特産品や提供されるサービスを返礼品のラインナップとして

拡充していくことを通じ、地域経済の活性化を図っていくことは、本町の潜在性から見ても可能であると考えているところでございます。

次に、3点目の税制を含む制度上の問題点への考え方についてのご質問でございます。ふるさと納税の特徴といたしまして、財源が都市部から地方へ流出している傾向がございます。ふるさと納税の受け入れ額は地方のほうが多い一方で、個人住民税の控除額については都市部のほうが多くなっております。このため都市部自治体に多い交付税不交付団体において減収に伴う交付税措置が講じられないため、居住地において享受する行政サービスの原資となるべく個人住民税が減少し、財政運営に影響を及ぼしかねないとの指摘もあり、問題点の一つであると認識しております。

次に、4点目の一般財源の確保についてのご質問でございます。本町の経常一般財源収入については、約9割を町税と地方交付税で賄っている状況にあり、地方交付税については総務省の平成31年度概算要求において地方交付税法の規定に基づき、法定率の引き上げが要求事項に盛り込まれたところでございますが、国の財政健全化に係る歳出改革の中で地方交付税自体の先行きが不透明な状況にあることから、重要な自主財源である町税の収納率向上や新たな納付環境の整備に向けた取り組みを一層進めることにより、一般財源の確保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、これからの余市町のまちづくりについてのご質問に答弁申し上げます。1点目の本町のイメージについての質問でございますが、余市町は果樹、水産物、ウイスキーの町として以前から私自身よいイメージを持っておりました。また、前任地在住の際に食のプロジェクトを通じて、何度も申し上げているところでございますけれども、札幌や東京在住のシェフたちから余市町の農水産品の魅力を聞き、実際に余市町にも足を運び、魅力

ある生産者の皆様や食材に触れ、とても高い可能性を感じたところでございます。

2点目の視点別に見た本町のよさや問題点についてでございますが、自治体としての余市町、生活の場としての余市町、働く場としての余市町の視点から見る余市町は、食資源に恵まれ、地の利もあり、気候は温暖で災害が少なく、多様な価値観を受け入れる土壌が醸成されている素晴らしい町であるというふうな認識でございます。

また、発展させるべき産業の方向性につきましては、リーサスというものがございまして、これは地域経済分析システムのことなのですが、このデータを読み解いてみますと、若干古い2013年のデータではございますけれども、本町の産業ごとの付加価値の順位を見てとることができます。それによりますと、全国で1,718自治体ある中でございますけれども、1次産業141位、第2次産業1,705位、第3次産業1,385位と第1次産業にしましては上位10%に入っている非常に高い生産性を誇っている一方で、2次産業、3次産業にしましては生産性が残念ながら低いというようなことがデータ上はわかるわけでございます。この点につきまして、私も昨日の就任の挨拶でも申し上げましたけれども、町民の皆様との関係を密に、連携を密に、意見交換を密にしながら、町民の皆様とともに何ができるのか考え、また外部の知見を活用し、強い部分はどんどん伸ばし、弱点は補ってまいるといような基本的な方向性で町政を進めていきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） それではまず、財源確保のほうから質問していきたいと思っております。

町長が選挙に立候補された際の、あるいは選挙期間中のチラシ見てまいりますと、よく言われるわくわくする余市町を目指したいと、そういうところはもちろんわかるのです。ただ、その一方でふるさと納税や地方創生予算などを活用し、町民の皆様生活を豊かにするためにというくまりが

あると。また、自由に使えるお金は全体の4%しかないのだと。これは事実でございます。確かにそのとおりです。

我が町としましては何かしてこなかったわけではなく、やりたいのだけれども、100%国が出してくるお金なんていうのは基本的にないと。必ず地方が持ち出しをしなければいけないと。ところが、その頭金をつくるのがままならなかったと。だから、財政再建を進めていったわけなのですが、なぜそうなったかというところから30年近く前に大型の公共開発を余市町もやっていたのです。恐らくその当時の担当者あるいは町長は、同じ意味ではないかもしれないけれども、ニュアンスとしては近いと思うのですが、恐らく彼らなりにわくわくする余市町をつくりたかったのです。当時は、国から直接交付を受けるだとかという形よりも地方債などの借金を起こして、それを返しながら新しいものをつくっていくというのが制度上そうだったと。その結果、借金が大きくなっていったと。収入が追いつく限りにおいては、これは回っていきます。ところが、景気もだんだん悪くなってきた。さらに言えば、2000年代に入っていよいよ三位一体の改革が行われたと。ここで一気に財政が窮乏化するわけなのです。本来入ってくるはずだった交付税が一気になくなってしまったと。ご承知とは思いますが、余市町も2カ年度ほど赤字予算の計上をしております。財源の当てがないのに、正確な当てがあるわけではないけれども、見込みで予算を立てなければいけないという大変危険な状態に陥っていたと。夢が悪夢に変わったのです。そして、今ここにいるほとんどの職員さん、おおよそ50代から60代手前の方だと思うのですが、おおよそ30年前と申しますとちょうどこれからだんだん役職が上がり始めて、後輩や部下の数がふえていって、元気づけり仕事をしたいと、そういう中で財政再建に突入しなければいけなくなっていったと。つまり

役場人生の半分近くを借金返済のために身を削り、頑張り続けなければならなかったと。だからこそ拡大路線と言われたときに、ひょっとしたらトラウマレベルで本当にそれで大丈夫なのですかと心配になると思うのです。だからこそいろいろなお話が出てくると。

そして、特に宇宙記念館を建てたときもそうだったと聞いているのですが、本来余市町が持っている10カ年計画の中で生活会館の建てかえ工事をやるという計画があったのがその宇宙記念館をつくりたいばかりに生活会館の改修工事とか建てかえを延ばしてしまったのです。その結果、うちの近所にもありますけれども、いまだぼろぼろの会館が残ってしまったと。

わくわくさせたい。そういう思いできっとやっていたはずなのです。それがこういう現実になってしまった。そして、15年間にわたってそれこそ年間何十万円、100万円単位の人もいたかもしれません。職員が自分たちの給料を削ってでも赤字を解消しようとやってきたと。ところが、一方でそれが何もしてくれない余市町という大変不本意な評価につながってしまったと。もちろん住民からすればそうでしょう。本当は必要としているサービスをやらしてもらえないと。何でだと。そういう気持ちになるのは当然なのです。ただ、こういう二面性があった上で現在があるというものを我々も改めて認識し直さなければいけない。

では、この先に何をしていけばいいのだろうと。確かに町長がおっしゃるように自由に使えるお金をふやしたい、これはみんなの希望でございます。特に人口減少も進んでいます。若者がいません。何とかそれを呼び戻したい、出ていかないようにしたい、そう考えていけば使えるお金をふやそうと。国の制度の中でそれをやっていこうというふうになっていくわけなのですが、ここに余市町のホームページに載っているふるさと納税の制度が始まってからの納税額の一覧表があるのです。き

のうも途中までのを伺いましたけれども、平成30年度寄附の実績106件、金額にして1,369万1,000円と。ちなみに、29年度はどうだったか。2,064件で5,948万5,000円と。では、その前はどうか。28年度、248件に対して423万6,000円なのです。その前は810万円、その前は26年度は480万円、25年度は15万円と非常にばらつきがある上に安定しないのです。名前上はふるさと納税と呼んでいますが、実態は寄附なのです。確かにいただいたお金はありがたく頂戴して、有効利用させていただくのは当然のことです。だから、私はふるさと納税という制度そのものを否定するものではありません。現にPRという名目で我々やってきましたから。ただ、一方で矛盾が生じていると。余市町だけではないです。ふるさと納税を行うと、基本的に通常寄附とは別に特別枠の控除が受けられる。余市町だけで見れば確かに現状プラスで回ってはいます、ありがたいことに。全国規模でいうと、去年時点ではおよそ3,600億円のお金が何らかの形で動いていたと。これも事実でございます。しかし、一方で総務省がこれが激化し過ぎていますよということで、毎年度毎年度是正を求める警告を発しているのです。多くの通知では、高額返礼品についてが触れられているのですけれども、住民税の部分については余り触れられていないのです。総務省が出しましたことしの7月27日付の住民税控除の対象になっているふるさと納税、これが全体で幾らであったか、こういう統計が出ているのですけれども、およそ3,400億円だったのです、寄附控除の対象になったのは。では、幾ら控除されたかといいますと、2,447億円なのです。

つまり何が言いたいか。例えば私は身分上できないのですけれども、私が札幌市に何かご縁があったとしまして、100円寄附したと。そうした場合、札幌市は100円ふえるのです。やったという話なのです。では、一方で余市町はどうなるかというのと、100円分の住民税が減るのです。このうち25%は地

方交付税で返ってまいります、計算上は。一方で75%は自治体負担、あるいは地元住民負担になっているはずなのです。これ2015年の参議院の予算局のレポートによる話なのでございますけれども、ちょっと古いかもしれません。

後志管内で申し上げますと、このふるさと納税は、実は道新さんの調べによると2017年度マイナスになっている地域もかなりあるのです。北海道全体で見ると、実は16億円北海道からお金が流出していることになっているのです、いわゆる自治体の赤字としてなのですけれども。特産品を持っているまちであるとか、あるいは工夫を凝らしたすばらしい返礼のサービスを考えているまちですとか、あるいは意義のあるよいものを展開しているサービスの自治体にはどんどんお金が集まるのです。一方でそうでないまちというのは、どんどん税収減が起きているわけです。そして、その減った分が全額措置されるわけではないと。もしこれが全額措置されるのであれば、失うものは何もない。なに恥じることはない。どんどんやれと言えるのですけれども、残念ながらそうではないと。私が最初の質問の際に多くの財源というものは、町民税であるとか交付税で賄ったほうがいいのかよと言ったのはそこなのです。公平性という観点から考えたら、やっぱりそうなるのです。ましてや人の税に頼ったお金に基づいて財政運営をする部分が大きくなっていくというのは、自治体として大変危険なものだと思うのです。見込みどおりお金が入ってこなくなれば、事業をやめるか、縮小するか、一般財源から結局持ち出しをしなければいけなくなる。すると、自由に使えるお金をふやそうという試みとは裏腹に持ち出しがふえ続ける。恐らくそうなった場合廃止を含めた検討をされるでしょうけれども、しかし行政というものは一度始めたことを簡単にやめていいという、そういう性質のものではないと。だからこそ例えば子供の医療費についても私議員になってから3年間

さんごん質問で申し上げました。去年とうとう6月に、一部条件はつきましたけれども、実現いたしました。そのとき当時の町長はよく言っていました。意味はとてもわかっているし、意義もわかっているのだと。効果があると見込まれていることも承知はしているのだと。しかし、一度始めてしまったことを簡単にやめるわけにはいかないのだと。だから、しっかりした財源の手当てを組んだ上でやるならば実行したいのだと、ずっとそうやって3年間議論してきたのです。もっと言えばその10年前から。そのくらい一足飛びに物は進まない。そして、地味かもしれないけれども、堅実に財政再建を進め、そこから新しい一手を打っていかうとしている。私は、そこで一足飛びにすべきではないと。むしろやるべきは、先ほども申し上げましたけれども、地方は本来交付税と町民税を中心にして賄われるべきという考え方に基づくならば、しかも地方交付税法には不足が生じた場合は法律を改正しなければいけないと最初に書いてあるのです。

去年の11月の末に、町村会という団体があるのですけれども、その要望書の中でもトップランナーですとかアウトソーシングですとか、国はそういうことをやってどんどん行政をスリム化しなさいというふうに言ってきているけれども、立地条件が全く違うのだから、一律に削減することなんか無理ですと。それよりも交付税法を改正してくださいと、法定率引き上げてくださいということをやっているのです。そこにはふるさと納税ふやすために頑張りますなんて書いていないのです、たしか。確かに検討会などでいったらいい面もあるのです。ただ、やっぱり不均衡があります。財源不足に陥る危険があります。大変懸念されますというふうにアンケート調査などでも町村答えているのです。そこに前のめりになっていくというのは、やっぱり私はやめたほうがいいのかと思う。なぜなら、将来的に不安定な財政構造をつくって

しまうからです。その辺について町長はどうお考えなのか、まず改めて伺いたいと。

そして、まちづくりのほうなのですけれども、トップランナーですとかそういったことを選挙の証紙を張ったビラの中でも語っておられるのです。それは一面わかるのですが、ではそれを進めていった場合、余市町だけで考えれば効率化するかもしれません。しかし、周りのまちまで考えていけば、それが果たして将来的に余市町にとって本当にいいことなのかという問題が同時に出てくると思うのです。報道などで行政組織は肥大化しているという評論をよく耳にします。特に地方自治体においてそれがあるとい話もあります。ただ、もともと考えてみればなぜそうなったかといえば、先ほども余市町の大型公共工事の話言いましたけれども、あれは国が積極的に国家政策としてお勧めしていたのです、各地域に。その中でやりたいと手を挙げたところに向かってお金を使っていたと。つくるときはいいのです。後の維持が問題なのです。まして今は急激に人口が減っていているという時代です。何か新しいことをどんどんやっていくというよりも、縮み続ける町をどうやって維持していくのかといった部分につらいかもしれないけれども、知恵を絞らなければいかぬ時代になっていると。

ここに「議会と自治体」という雑誌が掲載した都市計画の大学の先生の論文が載っているのですが、現在の国家インフラ含めたものというのは、1960年代、70年代から高度経済成長期、これを支えるためにつくられた産業構造、あるいは自治体構造であると。ただ、これが機能しなくなってきたと。そして、今国が進めているのは、東京都を含めた大都市部へのさらなる一極集中化です。一方でそれでは地方がやっていけないということで、いわゆる町長がおっしゃる連携という分野を打ち出してきた。ただ、この連携というものも対等、平等かといえば少々怪しい部分がある。

それは、いわゆる地方創生の政策でございますとか、あるいはそのためにつくった制度ではないですけれども、ふるさと納税もそうですけれども、そういったものを踏まえていけば、生き残れない自治体は結局淘汰されてしまうと。そのために自治体は頑張りなさいというふうにハッパをかけられていると。

確かに余市町は、1次産業では先ほどのリーサスのランキングでもおっしゃられていましたけれども、高い順にあることは事実でございます。2次、3次の部分を強化していくためにはどうしたらいいかというのが大きな課題かもしれません。ただ、そのために2次産業を鍛えればいいか、3次産業を鍛えれば、そこに集中すればいいかといえば、私はそうとも思わないです。従前余市町は、さまざまな制約がある中でどういう産業振興を目指してきたかという、基本にあったのは1次産業がしっかりしていることであると。食べ物、特に余市町は食べ物を多くつくっている町ですから。畑がだめになれば、それを仕入れて売ったり、流したり、あるいはそれを求めてやってくるお客さんに価値を提供できなくなると。だから、1次産業の部分が大変全国的に見ても高い位置につけるまでになったのです。では、2次、3次はという問題なのですけれども、1次産業の生産者が直接収入をふやせるようにしたいという見方で6次産業的なものをしてきたわけなのです。その中で出てきたのが今でいえばワイン特区なのです。だから、2次、3次を強くしていく、そっちにばかり目を当ててしまうと、一歩間違えると肝心なための土台を崩しかねないと。常に全体を循環できるようにしながら持っていかなければ、余市町の産業構造上はやっぱりまずいと思うのです。

生活の場というふうにして見た場合、余市町で大きな問題となっているのは商店街の振興政策です。いろいろな方が毎年質問しています。なかなか決め手がない状況であるのも事実でございます

す。ただ、一方でゆっくりとではございますけれども、店主の世代交代、あるいは全然違う方が入ってきてお店開いたりなのですけれども、ゆっくりとではございますが、中心街の町並みも変わってきてございます。ぱっと夜が明けたらいきなり世界が変わっているなどということではないです。しかし、地道に地道に変わっていつているのです。そこにどうフィットしていくか。あるいは、どういうふう to それを後押ししてあげるかということがやっぱり私重要だと思うのです。

生活雑貨を売っているお店例えば商店街にもございますが、一方で恐らく多くの方が買い物をしているのは、札幌や東京に本拠地がある大型スーパーなどでしょう、主に。つまり余市町に何らかの形で入ってきたお金が余市町内で循環をしている部分もあるのだけれども、結局はそこで働いている人のお給料だとか建物の維持費だとか、そういうお金だけ残して、域外に流出してしまっているのです。本来であればそういうものを引き受けて、さらに地元で循環していくべき地元の商工分野というのが大変つらい状態に置かれていると。使えるお金をふやす、これは急がば回れの話になってくるのかもしれませんが、先ほどの質問とも重複いたしますけれども、私は私たちが生きていくために使うものを極力内製化していくことが一つの鍵ではないかと。つまり資本流出を防ごうと。と申しまして隣りの町との境目に壁を築くという話ではございません、どこかの大統領みたく。そうではなくて、札幌の業者さんが出してくれたものをふだん何げなく買っている。それ余市産に切りかえることってできないの。ある程度数があれば、生産曲線の経験則ではございませんけれども、基本単価は下がっていくであろうと。つまり余市町の人々が余市町のもの消費できるようにしていつてあげる。そういうふう to 流通分野を含めた産業構造を切りかえていく。一方で余市町を一つの国のような考え方で見れば、リングだ

とかワインだとか域外に業者さんなどが売っているものというのは、いわゆる輸出しているわけです、言ってしまうと。それはそれである意味外貨を稼ぐ重要な手段であるから、ここも頑張っていたかなければならないし、大切なことだと思います。ただ、入ってきたもの以上に出ていく状態を続けるのはやっぱりよくないと。そして、地元の資本を蓄積していくことで、移ってきた方も含めてこの余市町に本拠地を持って事業活動をしていく方々を育てていくと。あるいは、それを支える制度をつくっていく。そういうふう to していくことで、域内の営利資本もそうですし、それによって生まれる、営業活動などによって生まれる事業利益、ここから生まれる税金、これが余市町を潤わせていく、これをまた余市町内に落とすしていく、この循環を加速させていくべきだと私は考えるわけです。

ただ、これは大変住民の方に怒られるかもしれませんが、あっと驚くすてきな何かというものではきっとないと思います。本当に気がつかないような素朴で地道なことのこつこつとした積み重ね、一見すると何もしていない、何も変わっていないように見える、その綿々としたつながりの中で発展させていくべきなのではないのでしょうか。そうやってつくり上げられていった地域というのは、不況に強いです。内部でちゃんとお金が回っているし、必要なものは生産され、必要なものはそこで消費されていくので。一方で外資頼みになるとどうなるかという、外の人物が物を買わなくなった瞬間一気に潰れていくという。ある意味日本の今の貿易構造は、それは限りなく近い形になっていつています。アメリカと日本の貿易だけに限って言えば、貿易黒字の8割は自動車によって支えられるという、かつてなら家電とかも入っていたのですけれども、すっかり姿を消してしまいました。そうなのはいけない。私はそう考えるわけです。町長は、そのあたりいかに考えて

いるでしょうか。

そして、その中で自治体としての役割は何かと考えてまいりますと、やっぱり一丁目一番地にすべきは自治基本条例だと思ふのです。あれは町民がつくった条例なのです。町民がつくり、当時の町長が提案し、条件はつけたけれども、議会が承認した。そして、自治基本条例の中には住民も、町長を含めた行政も、そして議会もこの条例に従わねばならないと、こういった趣旨のことがしっかりと書かれているのです。前任の町長は、財政改革という面ではある程度成果を上げてきたと思います。しかし、一方で、永遠のテーマと当時の町長も言いましたけれども、行政改革の部分もこれから頑張っていかなければいけないでしょう。では、何を基準に考えればいいたろう。自治基本条例だと思ふのです。そして、会社でもそうです。全ての視点をお客様のもとで考え、そうやって考えていけば組織改革だってできるし、いわゆる必要なお金だって私生まれてくるのではないかと。ただ、だからといって忘れてはいけないのは、何かを変えるときは変えてはいけないものは何なのかということをちゃんと認識した上で進めていかなければならないと考える。ではないと本末転倒を起こす、そのように考えるわけですが、いかがでございましょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきます。非常に詳細な説明どうもありがとうございます。

まず、おっしゃっていたかつて大規模なインフラ整備を行って、借金をふやしていったと。その財源に関しては、債権をもとに大規模な公共工事をやっていったと。それと私が今後やろうとしていることは同じニュアンスではないかということをおっしゃっていましたが、それは全く違うということをまず明らかにしていきたいと思っております。

私も何度も申し上げてまいりましたけれども、

そして共産党さんの広報紙も読ませていただきましたけれども、かつて120億円あった町の借金は、現在平成29年度末までに66億円まで一気に削減したと。嶋町長におかれましても8年間で90億円から借金をどんどん減らしていただいたということ、私は何度もその点に関しましては敬意を表するところでありますというふうに申し上げてまいりました。ですけれども、私がそのまま財政再建を行わないとは一言も言っておりません。健全な財政を維持するためには、むしろ無借金で将来に負担を残さないような財政運営をしていくというのは基本でございますので、財政再建ももちろん今後やっていくと。それに加えて、大物議員1問目の質問でおっしゃっていましたが、本来税というのは社会の再配分であるというようなことをおっしゃってございました。まさに私も大物議員と見解を一致するところがございまして、地域の自主財源というのは地方税が基本であると、これはまさに見解は一致するところでございます。しかしながら、社会の税の再配分という観点から見ますとどうでしょう。産業が蓄積する東京には、法人税を初め多くの税が集積してまいります。他方で地方にいくと、全くそのような税が落ちてこないというような現状がございまして。これこそまさに大物議員が指摘された社会の税の再配分機能が崩れていっているということではないでしょうか。その点は、私ふるさと納税が果たす役割というのは、まさに大物議員が指摘された社会の税の再配分という点からも一定の効果があるのではないかとこのように考えているわけでございます。

例えば一例を挙げさせていただきますと、人口1人当たりの地方税の額なのですが、東京では23.5万円なのですが、北海道では11万円ほど低い12.5万円になってございます。ふるさと納税、私1問目の回答で都市部から地方部への資金の流れがあるというふうに指摘をさせていた

だきましたけれども、その点まさに都市に偏在している税を再配分するという観点からいたしましても、特に私と大物議員との間での見解の相違はないのではないかとこのように考えている点がまず1点目。

さらに、今後わくわくする余市町を私つくっていききたいというふうに申しあげましたけれども、先ほどの答弁の繰り返しになります。かつてのように多くの借金をつくって、大規模なインフラ投資をして、どんどん、どんどん公共事業をやっていくというようなことは一言も言っておりません。現在の予算の流れといたしましては、地方税、地方交付税の税率を変えてくれというようなことをもちろん地方から要望は上げており、基本的には地方税と地方交付税が主要な財源であることには今後も変わりはありません。他方で現在は地方がみずから考え抜いて、このようなまちづくりやりたい、あのようなまちづくりをやりたいというようなことには国はきちんと予算をつけるというような体制になってございます。地方創生関連予算だけを見ましても、年度によって動きはございますけれども、当初予算で大体1,000億円、補正予算で1,000億円から600億円ほどの予算がついているというような現状でございます。かつてふるさと創生1億円という事業がございまして、各自治体に1億円ずつ配分するというような政策がございましたけれども、理論上は日本全国に1,718自治体ありまして、予算も1億円ずつ配ろうと思えば配ることは可能なのですけれども、そういう政策にはなっていない。今はどういう政策かといいますと、地方がまさに住民の皆様、そして外部の知見を活用し、考え抜いた企画、プロジェクトには国は大いに応援しますと。ですから、そこに重点的に予算をつけますよというような制度になっているわけでございます。私が選挙中申し上げてきたのは、借金をつくって大規模ということは一言も大物議員認識されておるとおり言っていない

と。地方が考え抜いて、きちんとこういうことをやりたいのだということで予算を獲得していくというのがもちろん1つ。そして、もう一つは、ふるさと納税を活用して、真水、それこそ頭金をつくるという発言もありましたけれども、そういうことをやっていきたいということを訴えてきたわけでございます。

1点目の質問に関しまして要約させていただきますと、大物議員の趣旨はふるさと納税の制度は制度上問題があるから、前のめりになってはいけないというような趣旨だということに認識しておりますが、私自身は別に前のめりになるつもりはなくて、制度の枠内できちんとふるさと納税も制度としてあるわけですから、それも活用すると。また、再度の繰り返しになりますけれども、ほかに国として使える予算があるから、それもきちんと活用していこうというような趣旨でございます。

さて、2点目の問いなのですけれども、域内循環率を高めていくことが必要ではないのか、そして自治基本条例をその基本としていくべきではないのかというような問いだったというふうに認識しております。この点に関しては、まさに意見を一致するところでございまして、私も公約の中で自治基本条例に基づいて町民の皆様、その中には域外の方々というのを読み込めますので、外部の知見、近隣の自治体、そして国、道というさまざまな方の知見、そして住民の皆様の意見を広く拾い上げてまちづくりをしていくということを訴えてまいったわけで、その点意見に相違はございません。域外への流出を防ぐ、経済的な面ですけれども、現在余市町のデータを見ますと域内循環率というのは76%なわけでございます。これは、やはりできればそれをどんどん、どんどん上げていきたいと。そのことで域内経済を回していくということがまさに基本だというふうに思っておりますので、そのためには何をすればいいのか。ま

さに商店街の活性化ですとか域内消費、家電なり、生活必要物資、そして経済面におきましては企業活動が経済活動大きいですから、企業の建設資材でも何でもいいですけども、そういうのを域内でできれば調達するという事で、域内循環率を高めていく、こういうような方向に持っていくというふうな思いはもちろん私も持っておりますので、その点特に差はないというふうに認識しております。

○14番（大物 翔君） 2件目のまちづくりのことについては承知いたしました。もちろん今後さまざまな形で政策等々でどういったことを思い描いているのかは具体的に出てくるかとは思いますが、またそれはその際に議論いたしましょう。

問題は、先ほどの税制の話でございますけれども、まず今政府は地方が考え抜いた政策については、大体1,000億円とか600億円という総枠の中でお金を出しますよということになっているわけなのですが、それを地方交付税で渡す形ではダメなのですか。自治体は、考え抜いていないわけではないのです。常に必死になって考えているのです。常に心ない苦情も受けるし、一方でありがとうという声をもらいながら。そう考えると、やっぱり私がやるべきは、政府には申しわけないけれども、枠決めて、私がうんと言ったものに関してはお金出しますよということではなくて、財源移譲しなさいということなのではないでしょうか。

内閣府が平成24年に地域主権改革についての閣議決定を行っているのです。その中では、地域のことは地域が責任を持ってやりなさいというふうに書かれているわけなのです。一方で財源的なものは、いまだに国に握られたままという状況がある面があると。これはいかがなものかと。我が町のことは我が町が決める。確かに国家レベルの外交ですとか、あるいは防衛ですとか、そういうものは余市町だけでは無理です。それは、国レベルで

やってもらわなければならない話ですけども、基本的な部分というのは自分の町でできることがいっぱいあるのではないかと、私はそういう視点で考えるのです。そう考えたら、ある制度を使わない手はないと、確かにそれはそのとおりなのだけれども、ふるさと納税については前のめりになる気はないと言いましたけれども、地方創生ではございませんけれども、再生エネルギーの分野で国が新エネルギーの研究だとかのために交付金を出しているのです。この問題で経済産業省の職員さんがニセコ町で講演をやる予定だった大学の先生のところに夕方の6時半ごろにわざわざ行って、発表する予定だったスライドに注釈をつけるという事態がことし発生しているのです。お金も出すけれども、口も出すというのはよくあることなのです。そして、まして国がうんと、いいねと言ったものに対してお金を出すという関係からすると、国にとってそぐわないものは介入してくる可能性があるということなのです。それは、とりよるによっては地方自治の自治権への侵害に当たる可能性も場合によっては出てくるわけなのです。我が町のことは我が町で決めると、決めなさいと言っておきながら、一方でそういった行為を行うというのは、私大変矛盾していると思うのです。これは別に町長のこと責めているのではなくて、国のことを言っているのですけれども。そういう中で、あなたはどちらの立場に立つのかということなのです。ノーサイドと言うかもしれませんけれども。私は、あくまで自分の町のことは自分で決めるのだという考え方に基づいて、あくまで住民側に立っていただきたい。国が何を言ってきたも、我が町のことは我が町で何とかするのだと、出直してきなさいと言えぐらいの性根据えた意思表示をしていただきたいのです。

そういう意味では、三位一体の改革から始まって物すごい勢いで国のあり方が変わっていく中で、前任、前々任の町長は必死に抵抗してしまし

た。結果的にそれは余市町のためになるのかという視点で。若い私の視点から見たら、それやったほうがいいのではないかというふうに聞いたことも、いやいやと。全体を見渡せばこうだろうと逆に私も論されたことあるのです、何回も。そういう意味では、ベテランの経験値というのは大変貴重なものなのです。私も町長も年かさは大して変わりません。やっぱりどんどん挑戦してみたいという野心だってきっとあると思うのです。ただ、この町に住んでいるのは私たちの世代だけではないということなのです。それこそおぎゃと生まれた赤ちゃんからもう間もなく旅立とうとしている高齢者までみんな余市の人なのです。だから、やっぱりその辺はバランスとっていかなければならないと思うし、私もよく言われるのです。大物さんの言っていること先走り過ぎていてよく理解できないのだ。発想はいいのだけれども、実が伴っていないねと言われることもあるのです、やっぱり。だから、それは私の説明不足であり、伝え方不足なのです。そういう意味では、行政の最高責任者である町長と役場職員が一体となるからこそ最高のパフォーマンスは発揮されるだろうし、住民の側から見てそれはどうなのだろうというものを見ていけば、それが修正されたり、あるいは強化されたりしていく。そして、実行を預かる行政と議決、やってもよいかどうかを判断する議会が本当にそれでいいのかと改めて議論をすることで結果的によくなっていくと、私はそう信じているのです。

そして、今国レベルで起きていることというのは、巨大な生き残りをかけた地方の熾烈な競争と、さらなる中央集権を進めようとする大都市部、この二極構造になりつつあると大変懸念してございます。だからといって、いろいろな制度ありますけれども、扱い方はぜひとも慎重になっていただきたい。

それと、もう一つ、結局はこのふるさと納税な

ど進めてまいりますと、残念ながら住民税の不均衡が起きてしまうと。それを是正するすべが今のところ実質ないと。先ほど3,600億円の収入額に国全体であったよと。ただ、パイがふえているわけではないのです。とり合っているだけなのです。そして、残念ながらこの制度、高額所得者になればなるほど有利な税制優遇受けれるようになっているのです。それもやっぱり公平の観点からしたら変だよねという話になってくる。前のめりにはならないとあなたおっしゃいましたけれども、私はできればこの制度はそっとしておいたほうがいいと思うのです。基準を守ってやっていく。確かに去年の4月の時点では基準違反はしていなかったかもしれない。しかし、大変失礼ながら前任地の天塩町、この間道新に載っておりました、地元産品以外の返礼品返しているということで。余市の場合は、幸いにして地場産品で全部賄える状態です。ただ、ラインナップ強化という話を言いました。町外品を入れて、より華やかにしていく、そんな考えはまさか持っていないでしょうね。その辺は改めて確認したい。

そして、地域商社をつくっていくというものも地方創生の戦略の中にあるのです。幸いにして余市町は、域内にそれを発送できる業者もちゃんといます。それに振興公社という公的な地元の産品のPR、情報発信を大きな目的としてつくられた組織だってあります。そことの整合性もこれから出てくるでしょう。そういった部分についてはどうお考えでしょうか。お答えください。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

さまざまなお意見どうもありがとうございます。質問ありがとうございます。質問内容を要約させていただきますと、ポイントとしましてはふるさと納税に関しまして域外の商品を使うつもりはないのか確認したいということがまず1点だったというふうに認識しております。この点に関し

ましては、余市町とJTBとの間で契約を結んでいる覚書がございまして、その中に明記されております。それによりますと、もちろん農水産物等に関しましては、余市町で生産、収穫、水揚げされたもの、加工品、製造品等に関しましては余市町内の加工業者及び製造業者等が加工、製造したもので、余市町の自治体をPRしていると認められているもの、ただし余市町内の加工業者及び製造業者等以外であっても余市町で生産、収穫、水揚げされた農水産物等を原料に加工、製造されたもので、余市町の自治体をPRしていると認められるものはその限りではない。その他謝礼品といたしまして、上記に掲げるものを余市町内で提供するサービス等、または余市町をPRしていると認められる謝礼品というふうに明文化して、レギュレーションといたしますか、規定が決められておりますので、その中でやるということでございます。

2点目の地域商社に関しましては、まさにおっしゃるとおり、既に地域のものを送している会社がございますので、そこと連携をしていくということでございます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号8番、吉田議員の発言を許します。

○8番（吉田浩一君） 平成30年第3回定例会に当たり、さきに通告の一般質問を行います。齊藤町長におかれましては、答弁のほどよろしく願います。

1点目であります。町道大浜中登線近辺の冠水についてを質問いたします。現在の余市町において大雨が発生した場合、いわゆる低地帯と言われ、川水の流れが悪くなり、冠水する場所は、黒川、中の川、登川の流域となっております。それぞれの場所、また川に流れ込む地形の高さによって状況は違いますが、登大橋から旭橋の間の町道大浜中登線は、少し強い雨が降っただけで町道が冠水することから通行どめの措置がとられ、そしてこれに対応すべく建設業者や消防によって移動ポンプ等によって動力排水が行われるのが常となっております。この事態に対し、私も過去の議会において余市川のようにゲート付きの強制排水できる水門が必要ではないかと質問したこともありましたが、理事者側答弁としては登川の水面の高さによって、大雨が降った場合、登川の水位が上がり、小河川の雨水が流れ込めない。登川の改修は終わっていることから、移動式ポンプで対応するとの答弁が繰り返されております。

この地域一帯が水没したのは、平成22年8月のときで、登1番団地から町の下水道処理場までの広範囲が冠水し、下水道処理場の防水に関しても質問をしたところ、下水道処理場は防水ではないために玄関より水が入り出した場合は稼働できなくなるとの答弁をもらった覚えもあり、この地域に住まわれている方は、強い雨が降るたびに自宅冠水の恐怖にさらされているのが現実です。本年7月5日に発生した雨のときも町道の通行どめ措置がとられましたが、住宅への冠水はなかったものの一帯の農地は水没してしまい、また農地は住宅より低いために数日間冠水となり、結果として農作物がだめになってしまった事例も聞いております。

さて、近年の天候は、ゲリラ豪雨が発生して各地で大きな被害が発生しておりますが、この地域としては本年度高速道路が開通となり、場所的には高速道路の出入り口となること、また地形とし

ては山から下ってくる地形となっており、今まで地下浸透していた雨水は地下浸透せずに流域に流れることも予想され、今まで以上に雨水がたまる可能性があるのではないかと考えられます。

高速道路の排水経路はどのような経路をとっているのか。

地域住民に対して高速道路の排水の件は説明してあるのか。

小河川から登川への流れはどのように認識しておられ、今後の対応についてどのように考えておられるのか。

2点目であります。余市町の財政についてを質問いたします。今般の選挙によって初当選の榮譽を得ました齊藤町長。選挙管理委員会が発行する選挙公報の中では、町が独自に使える財源の確保をふやすという言葉、地域外から外貨を獲得できるようとの言葉がありました。また、他に齊藤後援会等が発行した文書の中には、ふるさと納税をふやすという言葉もありました。何の事業をするにもその事業費が多くなればなるほど町の持ち出し分も多くなり、100%の補助金事業というのはほとんどないというのが実態であります。さらに、今般国の方針によってふるさと納税の返礼品については、受け入れた額の30%以内とする方針も出されております。

さて、町長は、財源については新たに獲得ということの考え方なのでしょうが、その考え方は間違っていないと思いますが、町内においても毎年多額の不納欠損、また税の滞納繰り越しもあり、まずはこれらの税を回収していくというのも大切なことであって、その上で町外から資金を獲得するということがなければならぬとも考えます。余市町の各年度の決算ベースでは、平成27年度の町税滞納額は1億5,300万円余り、28年度の町税滞納額としては1億5,000万円弱であり、中には2,000万円を超える金額の滞納もあります。回収できなかった不納欠損は、27年度、990万円余り、28年

度は532万円となっておりました。このほかにも分担金、負担金、使用料、手数料等では、滞納分として28年度では1,400万円余りであり、また不納欠損は27年度は120万円弱、28年度でも83万円の金額が計上されており、この金額はその時々によって変わるのでありますが、毎年この程度の金額が計上されていることから、この分の回収ができれば間違いなく自主財源の確保となることは明白です。この滞納、不納欠損について町長はどのように考えておられるのかお聞きします。

次に、余市町は、消費税に関しても内税としておりますが、いつかの時代には外税にしなければならないのではないかと考えており、町長の方針としてはこの点についてどのように考えておられるのか。

さらには、一般会計から各会計に繰り出しをしている金額についても町長はどのように考えておられ、基本的にどんな方針で臨むのか、考え方をお聞きいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の町道大浜中登線付近の冠水についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の高速道路の排水経路についてのご質問でございます。高速道路の雨水排水は、路側帯を通過して集積ますに集められ、その後調整池に流れるようになっております。この調整池につきましては、排水能力を超過する可能性のある水を河川の末端、排水流水河川である登川に入る前に一旦一時的に調整池で受けとめ、その後徐々に水を流し、放水し、局地的な氾濫を抑える機能がございます。これは、高速道路建設に伴う流域開発の際に、過去の浸水被害のエリアの浸水状況の軽減を図るものとして取り組まれたものと聞いております。

2点目の高速道路の排水に関する住民説明に関するご質問でございます。余市インターチェンジ周辺における冠水対策検討協議につきましては、

ネクスコ東日本の主催により、設計協議段階の平成20年9月から平成21年7月までの間において3回住民説明会を行っております。また、工事概要の住民説明会を平成25年6月に実施し、地域住民のご理解をいただいているところでございます。

3点目の小河川から登川への流れに関する認識と今後の対応についての質問でございます。大雨などにより登川の水位が上昇することにより堤防内に逆流することが想定され、そうした場合には冠水対策として小河川や排水路に接続する樋門などのゲートを閉鎖するという対応をとっております。その際、堤防内の河川や排水路に流れていた雨水は、堤防内の河川や低い土地にあふれ、または冠水するものと認識しているところでございます。

こうした状況への対応につきましては、樋門操作だけでは十分な冠水対策がとれないことから、平成27年度に購入いたしました排水ポンプを活用するなど排水対策を実施するとともに、登川に流入する小河川や排水路の河道確保のための川底の土砂の除去、草刈りなどの維持作業を実施することとあわせて、登川の河川管理者であります北海道小樽建設管理部余市出張所とともに対策について協議検討をしてみたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、余市町の財政についてのご質問にご答弁申し上げます。吉田議員におかれましては、この点何度も議会で質問をいただいております。私も非常に見解を共有するところでございます。この滞納、不納欠損につきましては、町の重要な自主財源である税収等の確保ですが、町の事業や施策を進める上で不可欠なものとの認識でございます。また、滞納整理につきましては、公平負担の観点から厳正かつ公正に取り進めなければならないものでございます。このため再三の督促等にも応じない、催告等にも応じない場合においては、財産調査を実施し、滞納処分を進めているところ

でございますが、一方でやむを得ない事情により納付が困難となるケースもあることから、納税相談等により個々の事情を十分に把握しながら、分割による納付や税法の規定による執行停止処分を実施するなど、適切な対応に努めているところでございます。今後におきましても税収等の安定的な確保、納税等の公正性、公平性を確保するためにも引き続き厳正な取り進めを実施し、滞納、不納欠損の減少に努めてまいります。

次に、消費税についてでございますが、こちらも問題点、見解を共有するところでございますが、ご質問にありますとおり、本町ではこれまで法的には内税扱いということで推移しております。今後明年10月の税率10%改定予定を受けまして、上下水道料金、一般会計手数料の見直しも含め検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、繰出金の基本的な方針についての質問でございますが、一般会計から介護保険特別会計など各特別会計等への繰出金につきましては、年度ごとに総務省が定める繰り出し基準をベースに財政状況を踏まえた上で各会計との協議を経て金額を決定しているところであり、今後につきましても一般会計と各特別会計との間の経費の負担区分の原則に基づく繰出金の基本的な考え方に変わりはありませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○8番（吉田浩一君） まず、高速道路のほうです。答弁聞いて、さほど変わっていないのだという正直感想を受けました。

それでまず、齊藤町長の答弁を聞いて、そうなのだと思ったところが1カ所あったのです。調整池の問題です。今の答弁の中から推察するには、過去の事例があって、そういう調整池もつくっているよと。これがどれぐらいの量でどうなのだという事は、これはあえて聞きませんから。聞かないけれども、恐らく道路の基準だとか排水溝の

基準だとかというのは、1時間当たりの降水量として20ミリから30ミリを想定しているのだと思うのです。だから、その調整池も恐らくそれぐらいの雨の降る量で、なおかつそれが二、三時間程度のものではないのかなと私は思っているのです。近年それを超える場合があれば、そういう事例もたくさんあるのですけれども、そういうときにその調整池が本来の容量満杯になってしまったよといったときに、どうするのだと思うところだと思うのです。

地区住民にはその説明をしたということで、いろいろやったということはお聞きしましたけれども、雨降ったときのことまでそういう中で出たのかどうかというのもこれもちょっとわからない話なのだけれども、大体人というのは雨が降って、ああ、大変だということで、こういうふう被害出ってしまったから、どうなのだというふうに必ず持ってくるのです。そういうふうになったときに、これは私が何回も過去に聞いているのですけれども、要するに余市川のように強制的に排水できる何かが無かったらだめなのでないかと。27年に排水ポンプ買ったので、それに対応しますよということなのだけれども、それにはやはりポンプをそこに持って行って、なおかつ電源も持って行って、さっき通告のときにあった7月の何日かの雨のときも確かに大きい発電機を持ってきて、それでどんどん排水していたのだけれども、それで果たしてどうなのかなと。これが夜中であれば、やっぱりそれは追いつかないでしょうし、7月5日のときは町の委託を受けた土木会社さんが排水もしていたし、消防も来て小型ポンプで一生懸命排水していました。だけれども、それはたまたまあのときは昼間だったからよかったけれども、では夜中だったらどうするのだとか、そのためにはやはり道に対して、道は登川の改修はもう終わってしまっているとやっているのだけれども、そこをこじあけて、こういう状況なのだから、そういうのを付けてく

ださいと、これはもうお願いするしかないと思うのです。結果として、通告にも書いていますように住宅は別として畑が冠水してしまって、それで作物つくれなくなったよという事例も現実的には発生しているのですから、だからその部分は何とかしてもらいたいなど。

一番大事なところは、あそこのところに下水道処理場があるということです。現在の下水道処理場は、玄関の高さが地上から1メートルぐらいだと思います。あそこは防水の施設でないから、前の答弁のときもそこから水が入ってしまったら下水道パンクしてしまうよと。下水道パンクされたら、それこそどうにもならなくなってしまうと。まして下水道は恐らく地下に掘り下げているのでしょから、掘り下げているいろいろなものを設置しているのしょうから、水に入れたらもうそこで終わりだと。それを復旧させるというふうになれば今度大変なことになるし、逆に下水道つないでいる人はトイレも使えないよということになってしまうのではないかなと思うのです。だから、そういう問題含めて、答弁としては前町長と同じような答弁だったのだけれども、ここの部分は何とか町長もかわったのですし、もちろん余市町が単独でやるなんていうことにはならぬでしょうし、早く言えば設計ミスだろうと。雨が降ると登川の水位が高くなるから、全部水門閉めるのですから。それで、流れなくなってしまうのですから。そういうところも含めて、余市町と北海道とのいろいろな取り決めというのが過去において私が議員になる前でもいろいろなことがあったはずで。そういうことが履行されていないという問題もあるのです。例えばこれは質問ではないですけれども、過去の議会の中で余市川の要するに水利権の問題です。それだっているあつて、道がちゃんとすると行ったのに何もされていないというのを過去の古い議員がそういうふうに言われていたということもありました。だから、この辺は

何としても高速道路が開通するのだから、その調整池も、調整池といってもそんなにばかでないのではないと思うのです、あそこの調整池というのは。だから、その辺は何とかもう一回道のほうにでもお願いしてやってもらうということはどうなのか、再度答弁をお聞きしたいと思います。

税のほうのことなのですけれども、余市町の財政ということで、先ほど大物議員がふるさと納税のことをいろいろお聞きしました。町長はこういう考え方持っておられるのだということがよくわかったのですけれども、まず滞納、不納欠損については公平の観点で厳正に対処したいというような答弁がされております。ただ、議会では、私は滞納や不納欠損に関して最近では委員長が多いものだから質問していないのだけれども、過去においては幾度となく質問をしていたという経過があって、本当に払えない人なのかどうかというのは我々はわからないのです。だけれども、聞く範囲では、聞き及ぶ範囲では払えるのだけれども、払わないよという人もやっぱりかなりいるのではないのかなど。

これは過去の事例なのですけれども、保育所の保育料に関して結局保育することと保育料を払うということは別だという答弁なのです。それはわかるのです。わかるけれども、やっぱりはい、そうですかというふうには私はならないと思います。いろいろな制度で確認して、例えば保育料にすれば保育は必ずしも働くことが前提ではない、子供が見れないことが前提になっているのだけれども、大多数は働くということに関して、だから子供をお願いしますということが現実的です。それで、収入があるのに払えないよ、払わないよというのでは、それはやっぱりおかしいことだと思うのです。だから、そういうのも含めて正直者が損をしない、人間やっぱりお金のことが一番あれですので、その辺は町長もかわったのですから、本当に厳正にお願いしたいなということで、

そこも再度答弁をいただきたいと思います。

消費税に関してなのですけれども、明年10月に10%になると、消費税が。そのときを契機に見直しを含めて考えていくという、要するに外税にするという答弁で間違いはないですか。

なぜ余市町が内税になったのかというのは、これは私が入る前の議会ですし、そのところでのいろいろな議論があって、最終的に内税になったということになります。ただでさえ余市町の水道料金は高いというふうに言われているのですけれども、現実に単純に料金だけを比べれば高いのかもしれない。ただ、水の安全、安心ということを含めたら、安いにこしたことはないでしょうけれども、いい水を提供しているのではないかなと私は思っているのです。そういう中で、町長がかわったことによって、町長がどういう提案してくるかわかりません。それを提案したのが議会で審議されて、我々議員がそれを賛成するか、反対するかはそのときでなければわかりません。ただ、わからないのだけれども、間違いなく仮に外税にするよ、したよということになれば10%上がるということです、単純に。それは水道料だけでない。下水道料もそう。あと、町のいろいろな施設の利用あります。そういうところが果たしてどうなのかというのはわからないのだけれども、上げたらやはり何だよという苦情は来るということは覚悟されているのでしょうか。まず、そこも再度お尋ねしたいと思います。

一般会計から各会計の繰り出しについては、どういうふうを考えているのだということに関しては、総務省の通達に基づき進めていきますよと。基本的には今までどおりに行いますという答弁だったように聞きました。これに関しては、基本的なことを聞いたままでですから、そうですかと言うしかないのだけれども、今余市の議会ではいろいろなことがされていて、特に国保だとかに関しては3方式、4方式だとかという議論もあるし、ま

た国保のほうに一般会計から繰り出すというふうになれば、ほかの社会保険税を払っている、要するに協会けんぽだとかその辺に払っている人は、逆に一般会計という税の中からまたこっちのほうに出されるという、極端な話ししたら2回取られるというような考え方にもなります。だから、その辺も含めて、ただ現実的に国保のほうに関しては非常に厳しい運営になっているということもまた事実ですから、その辺を今就任したばかりですので、どうするのだというふうに聞かれてもなかなか明確な答えというか、余りはっきり言ってしまうと困る部分もあるでしょうから、その辺はよく担当課と議論をして、内部でよく検討されて、議会に提案をしていただきたいなど。その部分は要望しておきますので。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の再度の質問に対してお答えさせていただきます。

まずは、水に関する問題でございますが、私も今回余市町の町内を回りまして、農家の皆様のもとにも参りまして、冠水によって作物がつかれなくなったのだ、どうにかしてほしいというような声は聞いておりまして、まさに吉田議員と思いは一致するところでございます。

質問に関しましては、登川に関しては道と再度協議してできないのかというような趣旨の質問でございましたが、河川管理者は北海道なのですけれども、道といたしましては河川の改修は終了しているというような答弁というか、現状の認識でありまして、雨水排水の処理に関する内水の対策は地元でやってほしいというような役割の仕切りがありまして、今後どういうふうに対応していくかについて考えますと、1つの案としては、例えばですけれども、ポンプをもう一組設置するというような案が考えられますし、吉田議員がおっしゃったとおり、1問目の質問の中でも聞かれたとおり、排水機場を設置するか、そのような案が考えられます。その場合の大体の予算額に関しま

しては、平成27年に購入したポンプをベンチマークとして予算を割り出しますと、大体620万円ぐらいの予算がポンプの購入にはかかっておりますし、排水機場を設置する場合は大体4億円ぐらいの建設費が必要となってまいります。その点現状を鑑みますと、備えあれば憂いなしというか、こうしたことはないのですけれども、災害が起こる確率と実際に財源の問題がございまして、財源が豊富にあれば防災、減災など住民の安心、安全を守る分野には集中的に予算を配分したいところでございますが、議員ご承知のとおり、財源的な制約がございまして、その点のバランスを考え、1問目の回答でもありますが、道とも協議検討をしてみたいと考えているところでございます。

2問目の収納率の向上に関しては、本当に払えるのに払っていない人がいるのではないのかというような問題意識でございますが、この不納欠損ですとか滞納のお話は、まさに日本全国どこの自治体も同じような問題を抱えていて、各自治体非常に苦慮しているところでございます。私が前任地でありました天塩町でも非常に苦労した経験がございまして。

今後まさに吉田議員がおっしゃるとおりできる限り収納率を上げて、一般財源として活用していくこと、これはまさに私もそういうことを達成していきたいというふうを考えているところでございまして、役場の内部といたしましても収納率向上のためにさまざまな対策を講じているところでございます。例えば夜時間がなくて払えないのだという方がいた場合は、コンビニでも納付できますよというようなコンビニでの納付を実施するようにしたり、例えばクレジットカードでの納付を可能にしたり、そういう納税環境の整備をどんどん進めていっているところでございますし、もちろん督促なり、収納の強化というのを引き続きやってまいるということでございます。

3点目の消費税に関して内税にするのか、外税

にするのかの議論でございますが、これはまだ内部で今後検討していきたいというふうに考えておりますが、吉田議員が何度もご質問これまでもされておおり、まさに内税扱いする場合は本当に真綿で首を絞められ、身動きがとれなくなるというような問題意識は共有しているところでございます。その点も踏まえまして、今後どのようにしていくのか部内できっちりと検討していきたいと思っております。

繰り出しに関するものもしっかりと議論してまいります。

○8番（吉田浩一君） まず、水のほうなのですが、道は登川についての工事は終了しているという答弁は、前町長からももらっています。だから、そのところをもう一回道と話をされたらいかがですか。まして高速道路の開通というのがどういふふうになるかちょっとわからないのですけれども、少なくとも30年度で開通するので、高速道路は。だから、来年以降雨が降ったときに車がどういふふうに流れるのかというのは、これは供用開始されなければわからないのです。そのときにあそこの登大橋から旭橋の間というのが通行どめになった場合は、どういふふうになるかちょっとわからないのだけれども、どうなのかなど、本当に。そういうのも含めて、さっき経費的なことということで27年に買ったポンプは620万円なのだよ、排水機場つくったら4億円かかるのだよという、それはそれでわかるのですけれども、だからいろいろな補助だとかそういうのを使ったとしても持ち出しはこれは仕方がないのかもしれないけれども、いかにして余市町の負担を少なくして、やっぱり何らかの形でやってもらわなかったらこれはうまくないと思うのです。だから、町長もこの近辺の農家の人からそういう話聞いて、困っているのだよと、そういう話も聞いたということであれば、まして高速道路が開通した後どういふふうに車が流れていくのかということ

もこれはもうわからない話だ。だけれども、間違いなく何年かに1遍は大水が来て、あそこのところは必ず通行どめになるというところですから、もちろん雨が降って通行どめになるというところはたくさんあると思います。ただ、そういう中でも高速道路というものがあるのだから、そのところは道は終了しましたということで、はい、そうですかというふうに私はならないと思うのです。やはり基本的にはそっちの設計ミスだろうと。それは、ずっとそういうふうに言われていた話ですから、ここのところをそれを最優先ということではないのでしょうかけれども、もう一回町長になったのですから道のほうに当たってみるだとか、そういう期待できるような答弁をいただきたいと思っております。

財政のほうについては、今町長が答弁されたということは、歴代の町長並びに部課長さんが答弁されていたということと正直言って何も変わらないなというふうに思っています。ここの部分は町の収入の根幹にかかわる部分ですから、ふるさと納税で確かに外貨を持ってくるというのは、それはそれでわかります。わかるけれども、ふるさと納税というのはどういふ形をしても不確実な部分というのは、要するに他力本願だということですから。だけれども、町税に関しては、自分たちが課税することができるのですから、これをまずは100%回収できるように、回収するようになれば町の財政も変わってくると思うのです。毎年それこそ何百万円も不納欠損で回収できないよと。中には亡くなってもう回収できないよという人もこれはいると思います。だけれども、議会としては、いろいろな予算委員会だとか決算委員会の中でその詳細が出てくるわけではないです。この人は亡くなったから回収できなかったのですとか、そういう資料が出てくるわけではないのです。まとまった金額でぼんと来るしかない。そういう中で判断していかなければならない。だから、そういう

面を含めて、厳しい時代になればなるほど税の不公平感というのは出てくると思うのです。いろいろな産業を活性化して、町税をふやしていくという手法ももちろんこれは大事だと思います。ただ、それにはやっぱりまだ時間がかかるでしょうし、手っ取り早いという言い方は変ですけども、課税したものをちゃんと回収するよというのが一番確実な方法だと思うのです。ですから、この辺を改めて町長はどういうふうな意気込みでいくのかという、そんな答弁を再度いただきたいと思いません。

消費税に関しては、内部で十分検討したいということでしたから、まだ外税にするということではないというふうに表明されたのだというふうに理解しましたので、この辺含めて内税でいくのか、外税でいくのか、十分内部で検討して、そして議会のほうにも早い時期に提案していただきたいなど。来年の10月だから、9月に提案しますなんて言われたら審議する時間がないから、早目にその提案なりをしていただきたいなど、考え方を示してほしいなというふうにこれはお願いしたいなと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、吉田議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

水に関する問題に関しましては、高速道路ができて、事情が変わったということをもって道と再度協議すべきというような趣旨だったというふうに理解しております。まさにおっしゃるとおりでございますので、1問目、2問目でも私も答弁差し上げましたけれども、登川に流れ込む小河川の維持の話と登川自身の話をあわせまして、今後も道と継続して協議検討していきたいということを再度お伝えさせていただきます。

町税に関してですけども、先ほどからの繰り返しになりますけれども、吉田議員と見解は異なるということ、私自身も町税に関しましては可能であれば100%確実に回収、利用料や手数料

に関しましても完全に徴収するというようなことを目指していくということに方向性に関しましては特段差異はありません。余市町自身も、先ほどの繰り返しになりますが、収納率を上げるためにさまざまな施策を打っておりますし、我々のスタッフは本当に必死になって回収、収納に努めております。数字だけ見ましても余市町相当頑張っているというふうに私自身は見ておりますので、今後ともさらなる向上に向けてスタッフと一丸となって取り組んでまいります所存でございます。

内税、外税の問題に関しましては、ご指摘のとおり、早い時期に議会の皆様ともしっかりと議論していきたいというふうに考えてございます。

○議長（中井寿夫君） 吉田議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号5番、土屋議員の発言を許します。

○5番（土屋美奈子君） 第3回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問1件について質問をいたします。町長におかれましては、答弁のほどよろしくお願いいたします。

件名、余市町生涯活躍のまち形成事業について。国は、1970年代からアメリカで広がったCCRCと呼ばれる高齢者地域共同体の考え方を取り入れた日本版CCRC構想を生涯活躍のまちと名づけて、地方創生の柱としています。東京圏を初めとする都会の元気な高齢者がみずからの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送る。また、医療や介護が必要なときには継続的なケアを受けることができる。第

二の人生を地方で始めたいという都市圏の高齢者に向けた制度であり、地方へ人の流れを促すものです。これまでの高齢者対策と大きく違う点としては、高齢者をサービスの受け手と捉えるのではなく、サービスを提供する側と捉えている点であります。

これを受けて、本町も余市町生涯活躍のまち形成事業に着手し、国の認可を得て準備を進めておりますが、まだ始まったばかりの仕組みづくりであり、町内には不安の声があるのも事実であります。本町でも人口減少に歯どめをかけることができない中であって、さまざまな分野での労働力不足も深刻であります。この事業の成果いかんによっては大きく期待の持てるものであらうと考えております。この余市町生涯活躍のまち形成事業についてどう捉えておられるのか、今後の展望について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、土屋議員の余市町生涯活躍のまち形成事業に関するご質問に答弁申し上げます。

余市町生涯活躍のまち形成事業につきましては、ご案内のとおり、余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております基本目標の達成に向けた事業として、平成29年5月1日付で国の地域再生計画の認定を受け、国の地方創生推進交付金を活用し、取り進めてきたところでございます。形成事業につきましては、本町における人口減少に備えた移住、定住政策の重要な柱であり、誰もが必要とされている実感と生きがいを持ち、生涯を通じて活躍できるまちを計画の基本コンセプトとする余市町生涯活躍のまち構想の実現に向け、中高年齢者の社会経済活動、住まい、その他サービスなど地域住民が生涯にわたり活躍できる地域社会の形成を図るために、町民と移住者の誰もが元気で生き生きと暮らせる持続可能なまちづくりを推進することを目的として事業を進めてまいりました。

本事業により都会から地方への人の流れを促し、労働力不足解消を図るという観点から非常に有効な事業であることは認識しておりますが、他方で現実的に東京圏を初めとする都会から人の流れをつくっていきけるかという観点では、今後精査、検討しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○5番（土屋美奈子君） 再質問をさせていただきます。

この背景にあるものとして、東京圏を初めとする都会の過度に集中した人口、その高齢化問題というのがあるのだと思っております。ある調査では、今後10年間で東京圏、都市圏での高齢者人口がおおよそ175万人ふえる。このままでは国の形としてきっと成り行かない、そういった中で国が大きく進めてきている事業なのだと思います。多分東京圏だけでは医療やその他のケアができなくなるということの予想をされております。その一方で、高齢者といっても50代から、都会である程度働いて、田舎暮らしもしてみたいという人たちも含めた50代から60代、ここは年齢とか性別で差もあるのですけれども、3割から5割、国の調査です。3割から5割くらいの方が第二の人生を地方で始めたいと考えていると。ここを何とか地方への人口減少、そして労働力不足、こういったところに充てていけないのかということ、CCRC構想を含めて日本版の今地方創生の形をつくっていかうとしていると思うのです。老後は地方で暮らしたい、そういった人たちの希望をかなえつつ、地方の今置かれている現状、問題、課題を解決していこうという制度だと思っております。そこに大きな国の予算をつけながら、その仕組みを、流れをつくっていかうとしている。そして、余市町はそこに手を挙げて、計画をつくって、認可を得たということです。

高齢者ばかりを受け入れて、これが地方創生になるのだろうか、果たしてメリットになるのだろうか

うかという議論も最初はございました。ここがどうなのか。これまでの観点でいくと、高齢者というのはサービスを受ける側、介護だとかいろいろなサービスを受ける側という観点でしたけれども、この日本版CCRCというのはその地域で地域に溶け込み、働き、自分の培ってきたスキルだとか経験をまたその地域で還元をさせていくような考え方をしているのです。だから、地域、地方にとってもメリットがあるでしょうということだと思うのです。従来の高齢者施設、高齢者に対する考え方の第1点目の違いが介護状態になってから入る施設ではないということ。例えばお試し期間だとか短期間だとか、そういったお試しに余市に入ってくる方たち、そしてここでちょっと生活をしてみたいな、こういう方たちも受け入れをする。多様な形をつくっていくということ。そして、50代から対象ということで、今人生100年と言われておりますけれども、まだまだ現役世代も対象にしている事業であるということ。ここをできる限り健康でアクティブなというか、活動的な人生を都会の暮らしではなくて田舎でという人たちに送ってもらおうと、そういう高齢者施設、高齢者施設ではないのかもしれないけれども、CCRC構想。2点目の違いとしては、今言ったこと、仕事をする、社会活動をする、生涯学習をする、そういった地域に参加をしていただく、溶け込んでいただくということがある。3点目としては、その施設が開放的であるということ。余市町内の人も行ける場所である。そして、その施設に移住をされた方たちも町内のいろいろな場所に来れる。オープン型であるということ。今までの介護施設であれば、その中で全てがおさまっていたのだけれども、そうではなくて地域に溶け込みましょうというような考え方を持ったものであるということです。

これは、まだまだ新しく始まった取り組みというか、今日本が置かれているいろいろな課題を何

とかしなければいけないというスタートしたばかりのものなのでしょうから、どうなっていくのか、成功するのか、しないのか、これはその地域がどう取り組むかというこの姿勢、本町は計画つくったばかりですけれども、それにかかってくるのだと思っているのです。だから、それほど乗り気でないようなやり方をしたら、やっぱりうまくいかないのだろうし、そことどうかかわっていくかとか、仕組みをつくっていくかということ、これが大変重要になってくるのではないかなというふうに思っています。

本町の計画ごらんになったと思いますけれども、さまざまな意見があります。そして、不安の声もあります。その中でも出ていた意見の中では、賛同できないという厳しい意見もあった。ただ、やるべきだという意見が多分町議会では大勢を占めたのではないかと。ぜひ成功していただきたいという意見のほうが多かったのではないかと。そして、この計画はその意見を、民意を反映しながらつくり上げてきたものなのだろうと思います。だから、課題は残っているけれども、仕事づくりをどうするのか、人の流れをどうするのか、今ある不安の声にどう対応していくのか、これはこれから解決していかなければいけないステップなのであるというふうに思っています。

このCCRC構想、私の周りの人にも少し聞きました。農家さんです。1次産業、本当に本町の状況は人手不足なのです。特に収穫の時期、繁忙期になると、本当に人が足りない。シルバー人材センターに要請をしても、なかなか人が来ないのです。とても高齢だったり、働き手になるようなところではなかったり、そういった中でこの事業のお話をしたら期待をするという声が多かったです。やってほしいと。そこが少しでも本町のいろいろな分野での人手不足の解消になるのであれば、この事業はぜひ成功させていただきたいという声が多かったです。こういった声も私は受け

ているので、町長も今言っておりました有効な事業と考えている。ただ、これが本当に流れを呼べるのか、いろいろなところを勘案しながら検討すると言いましたけれども、再度町内の労働力不足だとか人口減少、どこの自治体でも多分これはやりたい事業であって、手を挙げたいけれども、手を組む事業者がなかなか見つからない。本町は、ちょうどいい、いろいろなものがそろったところで始めていったのだと思うのですけれども、再度この事業に対しての見解をお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、土屋議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

ただいまご説明いただきましたとおり、CCR事業というのは生涯活躍を念頭に置いて、基本的な流れは東京を中心とする大都市圏から地方へアクティブな層、まだまだ働ける層が移住していただいて、そこで労働力と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、社会の中でまだ必要とされているというような生きる意義ですとか目的をマッチングさせることによって、健康的に生涯活躍してもらいまちにしていくというようなのが基本コンセプトでございます。私自身も農家さんを回って見てまいりまして、特に私が回ったのはサクランボの時期が主でしたけれども、繁忙期には多くの方々が作業をして、人手不足という話は本当に聞いておりますし、今後の日本全国の人口減少を見据えましても、今首都圏に一極集中している人口を地方へ還流するという流れ、そして地方の仕事づくり、マッチングという観点では、総論としては非常に賛同でき、進めるべき事業であるというふうに考えているのは先ほど説明したとおりでございます。

要検討というふうに言った論点といたしましては、次の2点でございます。東京で活躍していたアクティブなまだ働ける層の方々が、1問目との繰り返しになってしまいますが、本当に地方に実際問題として移り住んでくることができるとか、

事業可能性の観点でございます。日本全国のほかのCCRの事例を見てみましても、建物はつくったけれども、人が思ったほど集まらず失敗しているという例が散見されますから、そのような事業になってはいけないという観点が1点目。

もう一点目は、本件事業は地方創生推進交付金というのを活用するというような事業でございます。この予算というのは、午前中に質問にもございましたが、地方自治体が考え抜いて、こういう事業をやりたいということに対して国が予算をつけるという基本的な予算措置でございまして、予算規模としましては、さっきの答弁の繰り返しになりますが、当初で1,000、補正で1,000から600の計2,000から1,600億円ぐらゐの事業を地方に分配するというものでございます。その予算の構造としては、国費が2分の1、すなわち50%、自治体の持ち出しが50%というような予算の案分でございます。この予算を使うのであれば、この地方創生推進交付金の趣旨といたしましては、今日本国に体力があるうちに地方にきちんと予算を配分するから、これを使ってきちんと地方の経済を回してほしいというような趣旨でございます。この趣旨を鑑みて、さきの1点目の懸念点とかぶってきますけれども、本当に都会から人が移り住んでくるとか、その事業成立の可能性をきちんと精査しなければいけない。町が2分の1持ち出すので、その点事業可能性が合致していなければ、まさに午前中も話にありました負の遺産のような形になってしまうことが懸念されている点でございます。

私としましては、趣旨ですとかこの事業の考え方自体には大いに賛成するものでございますけれども、事業可能性の観点から懸念を示しているという点でございます。

○5番（土屋美奈子君） 本事業は、余市町の総合計画ありますけれども、これはうちの町は議決事項としているのです。していない町村もあるけ

れども、本町は議決事項としている。これは、中期から後期にかけて明記をされていると、位置づけをされているものなのです。それを受けて、27年に策定された町長言いました余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略、ここに位置づけをされたものです。平成29年度当初予算で833万円、これは当初予算で可決をされている。本年度は44万円、これは協議会開催費用として44万円当初予算に予算がのっていた。前回の6月定例ではいろいろな事業費の調査を含め補正が組まれて、それも国のお金を可決をしている。施設自体はまだ始まっていないけれども、計画というのはきちんとした何年間かの流れを踏んできてつくってきて、そして総合計画というのはそれほど簡単には、中長期的なビジョンでしっかりと位置づけをしてやってきているものだから、なかなかそこは簡単に変えるということにはいかないのだろうなというふうに私は思っているのです、予算を可決した経過も含めて。提案をしてきているのは町側であって、議会側としてはそれを審議をして、よしとして可を出しているわけですから、もしも見直しをかけるとしてもきちんとした手順を踏まなかったからだめということになるのです。

余市町は、自治基本条例、これをつくったばかりなのです。これには町政運営の基本原則、それと町民参加とか議会、町、町民の役割、責務とかそういったものがしっかりと明記をされているのです。その中で町民と約束されたのは、町民が参加をするということ、協働ということ、これを大きくうたった条例である。その中で、町民がまちづくりに参画をする、そしてその意見を反映させますよ、そういう町をつくっていきますよ、これは齊藤町長の公約でもあろうと思います、それを基本理念にしていくということは。そうした中で、議会は議会の責務として予算を可決をしているのです。総合計画もそう。そういった中で可決をしてきている。この事業に対してもそういう責任を

持ってやっていることなのです。ただ、きのう発売の月刊誌ではないけれども、いろいろな話が飛んでいるけれども、これをそのまますとんと受け入れなさいということではないのです。そういうことをわかっていたいただきたいということと、それともしも今町長言われたように政策を変えなければいけない場面が来たら、それはちゃんとしたルールに基づかなかつたらだめなのです。これは、協議会があるから、協議会のメンバーを見て、多分真剣に皆さんお話し合いをしてくれたと私は思っているのです、この生涯活躍のまちづくりについて。それで、何回も何回もいろいろな意見を出し合ってきて、それを受けてつくった計画。この中には学識経験者もいれば、住民団体、区会連合会、産業はほとんど入っている、町内の産業は。金融機関だとか。そういった中でもできた計画であるから、そして自治基本条例でそういった町民の参画をして計画やまちづくりをしていくのだよというふうな段階を踏んできたものだから、心配するのはいろいろなうわさがひとりりで飛び交っていて、これは進まないだろうとか、この計画はしないだろうとか、そういった話も出てくる中で、どういう結論を出すにしてもしっかりと手順を踏まなければいけないのだな、私はそういうふうに思っているのです。

まず、せっかくつくった地域再生協議会があるのだから、こことしっかりと話し合いをしていく。そして、この質問を私が出したから、多分新町長も状況どうだったと聞いたと思うけれども、ここでどんな意見が出ていて、そしてどういうふうに進めてきたのだとか、そういったことをよく聞いていただいて、担当課とお話をしていただいて、そして進めていっていただきたいというふうに考えています。再度見解をお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 5番、土屋議員の再度の質問についてお答えいたします。

見解については、何度も繰り返しになりますけれども、私の見解は明快でございまして、総論としては仕組み自体は賛成して、大いに進めるべきものだというような見解でございます。ただ、懸念点としては、公金を使う以上それが負の遺産になってはいけないという観点からのみ、私はそこに対してのみ懸念を示しているというような状況でございます。その点がクリアできるのであれば、これは大いに進めるべきものだというふうに考えているわけでございます。他方で、繰り返しになりますけれども、町が50%の持ち出しになると。この点何度も繰り返して恐縮ですけれども、町の財源を圧迫したり、今後負の遺産になることだけは避けなければいけないというようなことでございます。

また、総合計画についてもきちんと私も認識しておりますし、協議会が開かれているというのも承知しております。総合計画は、中長期的なものですので、毎年毎年事情が変わってきますから、それをつくって神棚に上げて拝むという、例えが変わりかもしれませんが、そういうのだけではなくて、毎年毎年事情変更に応じて変更していくものですから、事情が変わるたびに議会の皆様と話し合いながら変えていくのが当然だと思っておりますので、その点は安心していただければと思っております。

○議長（中井寿夫君） 土屋議員の発言が終わりました。

次に、発言順位4番、議席番号7番、近藤議員の発言を許します。

○7番（近藤徹哉君） 第3回定例会につきまして1点を質問いたしますので、町長、よろしくお願ひ申し上げます。

空き家対策について。本町の人口減少に伴い、空き家が増加傾向にあります。そこで、空き家の有効活用による移住促進の政策を立案すべきと考えます。以下の点について伺います。

1つ、地域別の分類（区会）空き家調査をすることが急務と考えますが、調査の困難事項があるとき原因調査、また解決策を作成し、具体的に立案することがあるのですが、それをお伺いいたします。

2つ目は、移住促進策としてインターネットに記載する原案作成をして、わかりやすいPRと同時に優遇制度を取り入れて、価格を提示することをお伺いします。

以上の2点について質問いたしました。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、近藤議員のご質問に答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、近年の少子高齢化や人口減少に伴い、本町においても空き家が増加する傾向にあると認識しております。

1点目の空き家調査についてでございますが、平成30年3月に策定いたしました余市町空家等対策計画に基づき、既存情報をデータベースとして町民からの通報、相談や町内会からの情報提供、水道の閉栓状況等をもとに現地調査を行い、空き家等の実態について調査を行っているところでございます。

2点目の移住促進策としての空き家の活用のPRについてでございます。後志地域における空き家の有効活用を通じて、移住、定住促進、住宅ストックの活用や循環利用促進、良好な景観形成を図る目的で、しりべし空き家バンク協議会が平成23年11月から設立されており、本町も構成団体の一員として本制度の普及促進を図るため本町ホームページでしりべし空き家バンクの周知を図っているところでございます。

しりべし空き家バンクの活用により、これまで本町において6件の住宅物件を登録いただき、うち4件が成約となるなど一定の成果が見られることから、今後も引き続き本町ホームページへの掲載を継続するとともに、しりべし空き家バンクを活用した空き家の有効活用を図る取り組みを進め

てまいりたいと考えております。

また、優遇制度に関するご質問につきましては、後志管内の市町村の実施状況や先進地事例を参考にいたしまして、今後ほかの政策と調整を図りながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○7番（近藤徹哉君） 答弁いただきまして、1つ目は空き家の調査、どのくらい今現状であるのかなと思っているのです。

それと、もう一つは、個人情報とかいろいろなことあるのですけれども、ただ空き家がこれだけありますよといっても、土地と、それから家屋がついて、家屋を壊すとお金がかかるわけ。だから、大体どの程度を把握しているのか。それは把握していないと、なかなか難しいと思う。今町長話しておりましたようにしりべし空き家バンク、それもいいのですけれども、余市町のホームページで。今私も例えば町内会で余市に住んでいなかったのですけれども、子供3人いて、余市以外のところから来ている人いるのです。そして、この前話しましたら、余市は家の家賃が高過ぎるというのです。30代、40代の人。それで、どのくらいですかと聞いたのです。そうしたら、できれば2万円以下で、風呂もついて、それで車持っているから、そうしたら地方に働きに行きたいというわけ。そうしたら、余市いいから来たい。けれども、自分で今のところは探して、行政に電話してもなかなかすぐ調べてみますよということもできないと。それはわかるのです。だから、土地と図面と、風呂だとかそういうのが描いた図面がないと、そしてこの家だったら区会で何丁目の付近にありますとか、そういう提示をしないとしないのかなと思っっている。それはいろいろな問題あるかもしれないけれども、小さいことからそれが全庁にわたった場合に、やはりこれからの地方の行政というのは、自分たちの町で北海道とかいろいろなところに発信しないとしない。そして、こ

ういうことをやるから認可してほしいとか、そういうことで国から言われたものをただやるだけでなく、179カ町村の中で余市から企画立案をして、こういうことをやりたいからどうですかとか、そういう具申を出さないとならない時代にもう入っているわけ。それで、空き家についてもそういうようなことを具申をできるくらいのことを整備して、そして見た人に対して情報がすぐ伝わるようなことをしてくれないと、こういう家がありますよ、4万円、5万円だったら余市の場合来ないと思います。さっき言った30代から40代の人、子供さんいる人、そうすると大体2万円そこそこだということです。だから、例えば協会病院ありますでしょう。看護師さんとか働いている人、その人たちは余市がアパートが高過ぎると言うのです。やっぱり2万円そこそこでない余市に住んで仕事はできないというわけ。そうしたら、小樽から通うということだ。やはりこの5カ町村の中で余市がそういうようなことをいち早くやっていかないと、これから少子化で人口減少で、若い人が行きたいけれども、家賃が、住むところが高いから行けないという、そういう声は結構聞いているのです、私も。アパートだったら4万円か5万円でしょう。家を建てると思ったら1,000万円単位になるでしょう。今そういう時代ではなくなっているから、その辺を行政としてはどう具体的にやっていかないとならないかということ。それは、行政から見ると立場でなくて、相手の立場から、余市に来たいけれども、どうなのかなとインターネットで調べたら、この家がいいなといったときに家賃がどのくらいなのか、そういう相手の立場で物の見方とか考えていかないと、行政から何でも指示待ちみたいなようなことをしたらまずいと思う。そういうことを相手の入りたいという人に、若い人にどういうことをしたらインタレスト、興味を引かせるかというようなことをしないと、当たり前のことばかりやったらどうにもならないと

思う。そういうことに意を尽くしてほしいし、大体余市町で、今わからなかったら後でいいのですけれども、空き家で何とかしてくださいという要望あるのか、ないのか。うちの町内会でも5件あるのです。がらがらになってきて。そういうことをまずひとつ町長の考え方を、自分の立場になった場合に、余市に行きたいけれども、くどいようだけれども、このくらいの図面見て、玄関はこれで、車1台とまれると。それで、これはまだ10年やそのぐらいで大丈夫ですよと行政のほうでチェックした中で、そういうことが必要ではないかなと思う。それをお願いしたいと思う。

それと、2つ目は、優遇策、さっきと兼ね合いますけれども、普通は3万円から3万5,000円ですというから、優遇策を行政で、さっき町長話したように予算を使うということになると、お金がかかるということはよくわかっているのです。だけれども、年間例えば10件とか、例えば1万5,000円だったら15万円、何かそういう具体的なことを政策に打ち出して、そしてインターネットに載せないと、ただ見るだけで、そうしたらいろいろなところ見て最後は終わりなんて、インターネット見たら必ずちょっと電話かけて聞いてみたいかなというような感じはそうしたら金額でどのぐらいかということと2万円以下だろうと思う。発想の転換しないと、旧態依然のことをやって来ないです。これからどんどん少子化になって、若い人が子供さんいる人を連れてくるということは最高のことだと思うのです。それはやっぱり家賃なのです。そういうことの政策を確定していただきたいと思っております。

それについて、今話した中で困難なことがあったら何が困難なのか、それも答弁していただきたい。困難をクリアしないと行政成り立っていないのではないですか。だから、番外の人たちはいつも言うように優秀な人ばかりいるのだから、町民の立場に立って何をなすべきかというような

ことに意を尽くしていただきたい。そして、1年間で5件なり、7件なり目標を設定して、何とか余市に若い人が来てもらうにはどうしたらいいか、そして目標設定をしてちゃんとしないと、ただ出しましたといたら来ないです。そういうようなことを行政の人は皆さんもそうだけれども、意を尽くして、余市の町はどうあるべきかということのを頭の中に入れて自分で自分の仕事だと思って一生懸命やるとか、そういう熱意がないと伝わっていかないと思う。そういうことを踏まえた中で、今ネックなものは何なのかとかそういうのも書いていますけれども、それも答弁いただきたいと思えます。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、近藤議員の再度の質問に答弁させていただきます。

町内でもご指摘のとおり空き家がふえてまいりますし、人口も日本全国そうですが、どんどん、どんどん人口減少が進んでまいります。それに伴って空き家、中心部の空洞化というのは全国的な問題であり、余市町もどうにか人口減少を食い止めて、新たな転入者をふやす、移住者をふやす、そのために手を尽くすべきではないかという近藤議員の思い、大変熱く私も心に、胸にしっかりと響きました。

さて、ご質問の1点目なのですが、空き家が現在どのくらいあるかについての数値だったと要約すると考えますけれども、平成29年度のデータでございますが、現在まだ調査中ではございますけれども、468件の空き家がございます。そのうち住居が412件、店舗兼住居が15件、店舗が5件、その他が36件というような数値でございます。平成30年度も引き続き調査をしているところでございまして、その数値はまだ確定値ではございませんが、できる限り余市町といたしましても特定空き家であればさまざまな町の運営に障害がないように可能なものは除却するですとか、空き家にならないように事前に予防策をとるですとか、そう

いう対策は一生懸命やっていっているところでございます。昨日の補正予算でも言わせていただきましたけれども、町として空き家の除却に対する補助金も出しておりますし、鋭意空き家対策にしましては我々も思いを共有いたしまして、全力で取り組んでいるというところでございます。

2問目に関しましては、余市町の家賃が非常に高額であるので、何らかの優遇策をとるべきではないかというようなご質問だったというふうに要約できますけれども、ちなみにしりべし空き家バンクへの掲載なのですけれども、もちろん住所ですとかどういう家なのか、そして間取りも掲載はしてございます。あと、こちらへ移住してくる方々への優遇策といたしましては、新築もそうですけれども、中古物件、要は空き家も含む中古物件の購入に関しまして補助金を出しているというような優遇策をとってございます。財源が、また財源の話になりますが、多ければ多いほどより優遇策もとれますけれども、現状の範囲内で我々もいたしましてもできる限り問題意識は共有いたしまして、空き家対策、そして移住対策に全力を尽くしているというところでございます。

○7番（近藤徹哉君） 今報告いただいたのですけれども、予算の関係もあるのでございますけれども、どこでマーケティング調査しないとならないかということになるのですけれども、アクセス来た場合にどのくらいの予算の範囲を考えているのか、若い人は。私は、さっき言ったようにうちの町内に1人、その人は銀山まで行っているのです、はっきり言うけれども。そして、友達が銀山に働いて、銀山の人ではないのです。余市に住みたいけれども、やっぱり2万円以下だということです。だから、10年前と20年前と住んで、水道から具体的に言うとトイレまでちゃんとなっていれば、車も1台ぐらい置ければそれでもいいという人がいるのです、例えば。それは聞いてみますけれども、再度。ことしの冬だったから。そういう人が結構いるの

です。だから、それをピックアップというか、それらの優遇策というか、さっき言ったように年間で例えば2万円から3万円以下で、10件なら10件の予算の配分をどうするかということになるのですけれども、それをそうしたらどういう形で、1年間で何件を目標にするかという目標の設定しないと、来るまで待つということはおかしいのではないですか。そうしたら、どういうことをしないとならないかということになってくるわけ。ただ来たら答弁して、答えますよでは、1年以内に5件なら5件、7件なら7件しないとならないという意識改革を持っていかないと解決はできないと思う。どこのまちでも同じことばかりやったのでは。だから、そういうようなことを全庁で、そういう意識改革をして、そして余市に住んでいただけて、学校にも行けるような、1人でも2人でも10人でも人口がふえてくれるような、そういう施策を打っていないと、今までと同じことをやっていたら、後志のそのバンクとか、そういうのないでしょう。さっき言ったように179カ町村の中で、全道でいち早く余市から手を挙げてこういうことをやりますとかそういうことで、予算がもしなかったらそういうことでお願いするとか、道でも何でも、こういうことをやっていきたいと。余市はなぜそういうことかということ、「マッサン」で知名度があるのです。余市に住んでみたいという人まだいるのです、札幌にも。私は不動産屋でないから調べたりできないから、その辺のことをみんなで検討して、余市に、くどいようだけれども、1年以内に10人なり、15人余市に住んでいただけるといような目標設定して、それに対する対応策をどうしたらいいかということ企画立案して、それをPRすることは皆さんお茶の子さいさいだからいいのですけれども、そういうことに意を尽くしていただきたいと。我が町をそういうような形で明るい町にするにはどうするか。年配の人もいいけれども、私も年配ですけれども、若

い人、子供さんいる人、これからの人に対してどのような優遇策をして来ていただくかという、それが第一の課題だと思うのですけれども、再度町長よろしくをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 7番、近藤議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

特に若い世代に余市に移り住んで来てもらうよう、余市に住みたい若い人たちがたくさんいるから、若い人たち向けの優遇策をとるべきではないか、具体的には家賃とかを安くするというのだというふうに理解しましたけれども、そういうような優遇策をとるべきではないかというようなご質問だったと要約いたします。その点に関しましては、我々としてはできる限りの死力は尽くしておるところでございます。

まず、ご指摘のPRに関しましては、今後も効果的なPR策について部内でも検討していく、議論していくということをしていきたいと思っております。

また、家賃の補助ですとか家賃の優遇策に関しましては、やはり住宅供給というのは民間部門が一義的にはする話だと思っており、そのために不動産屋があるわけですから、その点はなかなか行政が介入するというのも難しいのではないかとこのように考えております。他方で、さっきの説明の繰り返しになりますけれども、こちらに住んでいただける方の住宅の購入などに関しましては、できる範囲で町としても補助金を出しているというような現状でございます。それでもなかなか家賃が高いというようなことでございましたら、今道営も建てておりますけれども、公営住宅という整備も、もちろん古いものもありますけれども、入れるような募集もかけているというようなことでございます。

いずれにしても、若い世代に余市町に住んでもらいたいという思いは、我々も近藤議員も変わるところはありませんので、町のために今後と

も全力を尽くしていく所存でございます。

○議長（中井寿夫君） 近藤議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位5番、議席番号10番、野崎議員の発言を許します。

○10番（野崎奎一君） 平成30年第3回定例会に当たり、さきに通告しております質問にご答弁のほどよろしく願いいたします。

新規就農者対策についてお伺いいたします。余市町でワインブドウの栽培に取り組む人がふえてきております。中には自分でワインの生産に取り組んでいる人もいます。現状では、ワインブドウの栽培に必要な広い農地が少なくなっているのではないのでしょうか。また、ビニールハウスでトマトの生産に取り組み、ジュースの生産、販売にも取り組んでいる人も出てきております。行政としてワインブドウ、トマトの栽培以外の野菜の栽培を進めてはどうでしょうか。多様な生産ができることで地域の知名度もさらに高まってきて、余市で農業に取り組む方もふえるのではないのでしょうか。お伺いいたします。地域にとっても農業を始める若い人がふえてくると、地域の活性化にもつながってくると思いますので、答弁よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、野崎議員のご質問に答弁申し上げます。

新規就農者対策についてでございますが、新規就農の相談がある場合、町や農協など農業関係機関で組織する新規就農活動支援センターを窓口として、就農相談や自立を見据えた農業経営まで就

農プログラムをコーディネートし、新規就農者の定着と拡大に努めているところであり、過去5年間で33件の新規就農者を受け入れているところでございます。また、相談の中では、経営の安定を前提に新規就農希望者からどういった形態の農業を目指しているのか本人の意向を十分に尊重した中で対応しており、近年では醸造用のブドウ、トマトのほかにもイチゴ、ササゲや桜桃、プルーン、ブルーベリーといった多岐にわたる作物形態となっております。今後におきましても本町農業の魅力の発信と新規就農者募集活動の取り組みを強化し、本町農業の担い手確保に努めてまいります。

○10番（野崎奎一君） どちらかといいますと、ワイン関係をやりたいという方が非常に多いのは間違いのない事実でありますし、その中でほかの作物も手がけていただける人に入ってきてもらえれば一番いいわけですがけれども、余市としてはフルーツから、リンゴから始まって最近ワインと。フルーツがずっと前面に出てきて、あと何でもと言ったら変ですがけれども、かなりの種類が栽培できるという、そういう利点もよく訴えて進めていけばいいのではないかなと思います。近いうちに道の駅の売店も整理ということに入っていると思いますけれども、その中でも売店に並べる品物がかなり広範囲にわたって多いと。それによつての集客、余市の町に来る人の数も大分変わってくるのではないかなと思います。近年、これちょっと本旨と外れるかもしれませんが、道の駅の直売所でその地域でとれるものを並べて、その地域の発展にまた取り組んでいっているところも結構出てきておりますので、そういう部分ではいろいろな問題等も出てくるかもしれませんが、何とかほかの作物も取り組んでもらえるように再度お答えのほうをお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、野崎議員の再度の質問にお答えさせていただきます。

地域のいわばPRですとか知名度を上げるため

に、さまざまな農作物の栽培に取り組むよう働きかけたほうがいいのではないかなというふうなご質問だったと思います。実際に余市町の農業を見ても、現状でも多種多様な農産物がラインナップとしてそろっているわけでございます。平成29年度の上位10品目を見ても、1位はミニトマトなのですが、続いてブドウ、桜桃、サクランボです、プルーン、リンゴ、ササゲ、イチゴ、トマト、梨、ピーマンと、果樹を中心ではございますけれども、売り上げベースで見てもトップテンにさまざまなラインナップが入ってきていると思っております。平成27年度におきましては、10位にキュウリが入ってきたり、ここで特筆すべきこととしてこのデータから見てとれるのは、ピーマンですとかキュウリですとかは例えば本州の特産というか、主に本州地方が栽培が盛んな作物でございまして、北海道で売り上げ上位に入ってくるのはなかなかまれなケースではないかというふうには思っております。キュウリですとかピーマンですとか、そのような野菜も余市町ではつくっている方がおられて、非常に高い生産量を誇っているということは、もう既に余市町は多種多様な農産品がつけられているというような証左であるのではないかなというふうには思っているところでございます。今後も就農希望者の本人の希望も十分に聞きながら、魅力の発信と新規就農の募集活動の取り組みの強化、そして担い手の確保に努めてまいりたいと思っております。

○10番（野崎奎一君） いろいろな場面で非常に皆さんそれぞれ頑張っているPRもされていると思うのですが、再度、今割とほかでやっていない品物もやりたいという方も中にはやっぱりいると思いますので、そういう方を狙うと言ったら変な言い方ですが、何とかもう少し広げて、当然道の駅の直売所も売店等直れば広がるのではないかなと思いますので、その棚がある程度埋まるような種類の生産物が並べられるように全国に向

けていろいろな形で発信していただきたいと思
います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、野崎議員の再度の
質問にお答えさせていただきます。

多種多様な農産品をつくることで全国に広げて
いっていただきたいというような思い、しかと受
けとめさせていただきます。新規就農に関しま
しては、こちらに就農してこられる本人の希望を
十分に考慮いたしまして、もし珍しい野菜をつく
りたい方が相談に来られれば、もちろんそれにも
就農活動支援センターを窓口として対応いたしま
すので、その点いろいろな作物つくりたい人の相
談も引き続き町としては待っているというような
状況でございます。

○議長（中井寿夫君） 野崎議員の発言が終わり
ました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しま
した。

なお、明27日は会議規則第8条の規定に基づき、
午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時11分

上記会議録は、細川書記・荒谷書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利

余市町議会議員 16番 藤 野 博 三